

身体拘束廃止に関する指針

社会福祉法人 清国会

特別養護老人ホーム 湯ヶ岡の郷

1、身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限する事であり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人では、いずれの場所においても利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行ないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行なうことがあります。

①切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行なう以外に代替する介護方法がないこと。

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※上記3つの要件に照らし合わせながら最も良いケアの方法を常に検討していく姿勢を持ちます。

2、身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当法人においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行なう場合

その方にとって何が良いか、拘束に代わる方法がないか、常に考え、相談し、色々な方法を検討していきます。本人や家族の想いを尊重しながら最も良い方法を模索していきますが、本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行なう場合は、身体拘束廃止委員会を中心に充分検討を行ない、身体拘束により心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てをみたした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行ないます。

また、身体拘束を行なった場合は、その状況についての経過を記録し、出来るだけ早期に身体拘束を解除すべく努力をいたします。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行なう必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ②言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げない様努めます。
- ③利用者の想いを汲取り、利用者の意向に添ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を容易に妨げるような行為は行いません。やむを得ない安全確保を優先する場合は、身体拘束廃止委員会において検討します。
- ⑤「やむを得ない」と身体拘束に順ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努めます。

3、身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体拘束廃止委員会の設置

当施設では、身体拘束廃止に向けて、身体拘束廃止委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

①設置目的

- ア) 施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- イ) 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ウ) 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- エ) 身体拘束廃止に関する職員全体への指導

②委員会の構成員

- ・施設長
- ・生活相談員
- ・介護主任
- ・計画担当介護支援専門員
- ・看護主任
- ・介護職員
- ・通所介護生活相談員
- ・栄養士

③委員会の開催

- ・3ヶ月に1回定期開催
- ・必要時は随時開催

4、やむを得ず身体拘束を行なう場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、やむを得ず身体拘束を行なわなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

<介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

1. 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
3. 自分で降りられないように、ベッド柵を（サイドレール）で囲む。
4. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
5. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
6. 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
7. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
8. 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
10. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
11. 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

1) カンファレンスの実施

やむを得ず身体拘束を行なう状況になった場合、委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行なうことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素全てを満たしているかどうかについて検討、確認します。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行なうことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

2) 利用者や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、充分理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意危険を越え、さらに拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除

に向けて拘束の必要性や方法を逐次検討します。その記録は2年間保存します。

4) 拘束の解除

3) の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告します。

5、身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

介護に関わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行について職員教育を行います。

- ①定期的な教育・研修（年2回）の実施
- ②新任者に対する身体拘束適正化研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施

6、利用者等に対する指針の閲覧

この指針は、利用者等に身体拘束廃止への理解と協力を得るため、施設ホームページに掲載などを行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

附則

この指針は、平成30年4月1日から施行する。